

平成28年1月から個人番号カードが交付されます



マイナちゃん

電子証明書が標準的に搭載！

電子証明書も含めて
交付手数料は無料だよ！



(個人番号カード)

平成27年10月以降、マイナンバーの通知とともに郵送される「個人番号カード交付申請書」により申請を行っていただき、本人確認のうえ市区町村からカードの交付が受けられます。

住民基本台帳カードをお持ちの方へ

公的個人認証サービス利用者の方は、電子証明書の有効期間をご確認ください！

利用者クライアントソフトの「自分の証明書」ボタンをクリックして、パスワードを入力すると有効期間の満了日を確認できます。



利用者クライアントソフトは、「公的個人認証サービスポータルサイト」からダウンロードできます。
(<http://www.jpki.go.jp/download/index.html>)



①利用者クライアントソフトの「自分の証明書」ボタンをクリック

②パスワード
を入力



③以下の画面で有効期間の満了日を確認できます。

有効期限内であれば、平成28年1月以降でも、電子証明書は個人番号カードを取得するまで利用可能です。

住民基本台帳カードについては、本年12月末をもって交付が終了し、来年1月から個人番号カードの交付及び新たな公的個人認証サービスの電子証明書の発行が開始されます。(個人番号カードには電子証明書が標準搭載されます) 個人カードの交付申請は今年の10月から行えますが、交付申請が集中した場合、カードの作成に時間を要するため、町からの交付が遅れる可能性があります。(即日交付ができません)

なお、現行の住民基本台帳カードに登録される電子証明書の更新を希望する方は、12月22日(火)までに役場窓口で手続きをしてください。

マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘などにご注意!!

- ・マイナンバーの通知や利用、個人番号カードの交付などの手続きで、国の関係省庁や地方自治体などが、口座番号や口座の暗証番号、所得や資産の情報、家族構成や年金・保険の情報などを聞いたり、お金やキャッシュカードを要求したり、ATMの操作をお願いすることは一切ありません。
- ・「あなたの名前やマイナンバーを貸して欲しい」といった依頼は詐欺の手口です。こうした手口で人を欺くなどして、他人のマイナンバーを取得することは法律により罰せられます。なお、不正な提供依頼を受けて自分のマイナンバーを他人に教えてしまっても、刑事責任に問われることはありません。